

## 地域の担い手農家を応援

# 農業用機械・施設の導入や展示会出展経費を補助

担い手の高齢化や耕作放棄地の増加が全国的な農政課題になっています。市では、平成26年度から、地域の農業を支える担い手農家を育成し新規就農者を確保するために、農業機械等導入事業補助金と農作物等出展支援事業補助金の2つの制度を創設しました。

いずれの補助金も認定農業者などに限られます。地域の中心的農業者として、農業で生計を立てようとする農業者を支援する制度です。



農林振興課

995-1823 / 995-1824



### 農業機械等導入事業補助金

農業用機械または農業用施設を導入する意欲的な農業者に、導入経費の一部を補助します。

**対象者** / 次のいずれの要件も満たす方。

- (1) 市内に住んでいるか、市外から新たに定住する方、または市内に主たる事務所がある農業法人。
- (2) 認定農業者（認定就農者を含む）または、人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられた農業者。

**対象経費** / 導入経費が50万円以上の農業機械の購入費と農業用施設の建設費

- ※農業以外に汎用性が高い機械・施設は除きます。
- ※中古の場合は、耐用年数の残存年数が5年以上あることが必要です。

**補助金額** / 次のいずれかの金額。

- (1) 農業用機械 補助対象経費の10分の1以内。上限は20万円。
- (2) 農業用施設 補助対象経費の10分の1以内。上限は100万円。

#### 【モデルプラン】

《例1》200万円のトラクターを購入する場合

→補助額 20万円

《例2》1,000万円のハウスを建設する場合

→補助額 100万円

※国庫補助金や融資を活用すれば、初期経費を少なくすることができます。



### 農作物等出展支援事業補助金

農作物の販路の開拓や拡大に向け、六次産業化や異業種交流のための展示会に出品する意欲的な農業者に、出展経費の一部を補助します。

**対象者** / 次のいずれの要件も満たす方。

- (1) 市内に住んでいる農業者、または市内に主たる事務所がある農業法人など。
- (2) 認定農業者または、人・農地プランの中心となる経営体に位置付けられた農業者。

**対象経費** / 農業者が生産した農作物やその加工品を、販路の開拓や拡大のために展示会に出展する場合や、六次産業化、または異業種とのビジネス連携のために展示会に出展する際の次の経費。

- 出展料（エントリー料）
- 会場装飾料（ブースのデコレーションなど）
- 借上料（テント・冷蔵庫・発電機使用料など）
- 輸送費（運送会社に委託する場合などの費用）
- 印刷料（展示先で配布するチラシなどの印刷経費）

**補助金額** / 補助対象経費から、ほかの補助金を控除した額の2分の1以内。上限は20万円。

**補助回数** / 同一農業者（経営を同じくする農家世帯）、年1回。ただし、年度中の申請金額の合計が20万円を超えない場合は、20万円に達するまで可能です。

### 認定農業者になりましょう。

認定農業者制度は、農業者が自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組などを内容とする農業経営改善計画を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。市内には現在、16の経営体（個人・法人）が認定農業者となっています。自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、どなたでも認定を受けることができますので、お気軽にご相談ください。